

## 東広島市農業委員会令和8年1月（第1回）総会議事録

- 1 開催日時 令和8年1月30日（金） 午前10時03分から午前11時8分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 22人

### 本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	長原 毅	2	久保 伸司	4	脇坂 俊之
5	台川 洋子	6	中務 秀子	7	古川 みどり
8	杉本 源藏	9	柏尾 博明	10	荒谷 義憲
11	村上 義則	12	木原 省五	13	財満 俊子
14	仲伏 英雄	15	高尾 昭臣	16	大月 靖規
17	土井 浩文	18	在間 輝昭	19	古本 啓之
20	橘川 一則	22	高木 昭夫	23	高橋 久雄
24	住井 正美				

- 4 欠席委員 2名

番号	氏名	番号	氏名
3	岡土居 正弘	21	小倉 亜紗美

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 4番 脇坂 俊之 委員 5番 台川 洋子 委員

- 7 次第

(1) 開会

(2) 議事録署名者指名

(3) 会期の決定

(4) 議案

議案第1号 地域計画変更（案）に対する意見決定について

議案第2号 利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について

議案第3号 農地法関係事務処理要領の一部改正について

- 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第7号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

(5) 報告

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第3号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
- 報告第4号 農地転用（農業用施設）届出の受理について

(6) 閉会

8 出席者

（農業委員会事務局職員）

事務局長	木村勝美
局長補佐兼農地保全係長	定井芳紀
局長補佐兼農地係長	松下健司
農地保全係主査	合原茂宏
農地係主査	小田美香
農地係主査	豊田宏

黒瀬支所産業建設課産業振興係主任主事	寺谷邦明
福富支所地域振興課産業建設係主査	平賀礼仁
豊栄支所地域振興課産業建設係主任	福田博司
河内支所産業建設課課長	法専信次郎
安芸津支所産業建設課産業振興係長	伊藤誠

（農業委員会事務局以外の職員）

産業部農林水産課  
担い手支援係主事

高田純司

議	長	<p>それでは、これより令和8年1月総会を開会いたします。</p> <p>これからは着席の上、議事進行を行います。</p> <p>在任委員数24人中22名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しており、会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、4番脇坂委員、5番台川委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りいたします。</p> <p>会期は、令和8年1月30日1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
		< 異議なし >
議	長	<p>それでは、会期は令和8年1月30日1日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>なお、1月となりましたので議案番号は1番からとなっておりますのでご了承ください。</p> <p>初めに、議案第1号「地域計画変更（案）に対する意見決定について」を上程いたします。</p> <p>この案件は東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いします。</p>

高田主事	<p>私からは、総会議案第1号「地域計画変更（案）に対する意見決定について」を説明します。</p> <p>このたび地域計画変更申出書の提出があったため、地域計画を変更するものでございます。変更の目的と件数について、板城地区で農地転用の申請に向けた変更が1件、志和堀地区では農地転用の申請に向けた変更が1件でした。地域計画に反映させた内容については、地域計画の変更（案）についてに記載のとおり、板城地区で経営面積が69.6haから69.5haに変更になっています。志和堀地区については439㎡の変更のため、地域計画上の経営面積には変更がありませんでした。地域計画変更の今後の流れとしては、2月中には変更の公告を行う予定でございます。</p> <p>説明は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>ご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第1号について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第1号は、異議のない旨、東広島市長に回答することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画に係る意見聴取について」を上程いたします。</p> <p>この案件も、東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いします。</p>
高田主事	<p>それでは続いて、議案第2号「利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について」ご説明いたします。</p> <p>本案につきましては、農地中間管理機構を通じた利用権設定において、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構が利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書を策定するものであり、同法律第18条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求めるものでございます。</p> <p>なお、本案件は承認でなくご意見をお伺いするものであり、いただいたご意見については農地中間管理機構へ回答し、広島県知事へ認可申請する添付書類となります。</p> <p>それでは、議案内容の説明をさせていただきます。</p> <p>貸付者100人、借受け者60人、面積が362,623.77㎡を利用権設定するものでございます。</p> <p>議案に係る説明は以上です。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>この議案は本日配付しております資料1の議案第2号関係の欄にありますように、高尾委員が関係者となっており、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。関係者分を先に審議することといたしますので、高尾委員におかれましては審議の間、退席をお願いします。</p>
	< 高尾昭臣委員、退室 >
議 長	<p>それでは、議案第2号の事案のうち、関係者分について、ご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないということなので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第2号の事案のうち、関係者分について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第2号の事案のうち、関係者分については、異議のない旨、東広島市長に回答することに決定いたします。</p>

議	長	それでは、関係委員の方の入室をお願いします。
		< 高尾昭臣委員、入室 >
議	長	続きまして、議案第2号の事案のうち、関係者分以外について、ご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いします。
高木委員		6ページの上から9行目、借賃ですがこれ正しいのでしょうか。
高田主事		高木委員がおっしゃられたのは6ページの●●さんのところですか。
高木委員		6ページの上から9行目の●●さんのところですか。
高田主事		これについては本人に切りのいい数字のいいところだと、確認させていただいて、申出書のとおりになっております。
議	長	ありがとうございました。 ほかにはございませんか。
		< なし >
議	長	ないようですので、採決に入ります。 議案第2号の事案のうち、関係者分以外について、異議のない旨、東広島市長に回答することに賛成の方の挙手を求めます。
		< 全員挙手 >
議	長	全員賛成ですので、議案第2号は、異議のない旨、東広島市長に回答することに決定いたします。 農林水産課の方はありがとうございました。退席をお願いします。
		< 高田主事、退室 >
議	長	次に、議案第3号「農地法関係事務処理要領の一部改正について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
松下局長補佐		<p>議案第3号「農地法関係事務処理要領の一部改正について」でございます。 別紙3、別冊1、別冊2をお願いいたします。 それでは、説明をさせていただきます。 本委員会において策定しております農地法関係事務処理要領につきまして、令和7年12月3日付で広島県から農地法関係事務処理ガイドラインの一部改正について通知があり、こちらの通知内容に基づき、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。 別冊1が事務処理要領の第1部、本文、別冊2が事務処理要領の第2部、審査基準でございます。左側が改正後、右側が現行、一番右側の列が改正の理由等となっております。また、赤字は法改正、取扱いの変更があるもの、説明の追加、表現、構成の見直し、番号ずれ等でございます。 主な改正内容につきましては、別紙3により説明をさせていただきます。 改正概要の表につきましては、左の列から2列、区分及び改正項目が改正項目、3列目、主な内容が内容、4列目が別冊1、2、新旧対照表の主な該当ページとなっております。該当部分につきましては、後ほどご確認をいただければと思っております。 それでは、区分の本文1からご説明をいたします。 本文1の一時転用許可については、法面太陽光発電設備、営農型太陽光発電設備または養殖池、こちらの一時転用期間は農用地区域外でも3年以内を基本とする旨を明記したものでございます。その他については変更がございません。また、再許可可能施設以外の施設については農地への確実な復元のため、再許可を認めないことを明記したものでございます。なお、表の米印の4行目、括弧内の一定の要件につきましては、営農型太陽光で一時転用許可を10年とできるのは、担い手が所有する、または利用している農地のほか遊休農地、第2種、第3種農地の場合は該当するものでございます。 続きまして、本文2の表現説明の見直しは、表記の見直し、字句の修正等を行ったものでございます。 続きまして、区分の審査基準でございます。 審査基準1の刑法改正に伴う農地法改正での田植えについては、刑法改正に伴い懲役刑、禁錮刑を拘禁刑に改めたものでございます。 審査基準2の流通、業務施設について、第1種農地の不許可の例外でございます。こ</p>

松下局長補佐	<p>らは流通業務市街地の整備に関する法律第5条第1号から第5号の施設としておりましたが、同法第4条の流通業務地区内の施設に限定されないことを明確にするため、法律名を削除したものでございます。</p> <p>審査基準3の一般基準における適正な面積については、適正な面積に法令上確保すべき施設等が含まれること及び資材置場等について、何を置くかだけでなく搬出入の頻度を考慮することとしたものでございます。</p> <p>審査基準4の一時転用許可については、法面太陽光発電設備、営農型太陽光発電設備、または養殖池、こちらについては再許可可能施設でございますが、こちらについては一時転用許可は農用地区域外でも3年以内を基本とする旨を明記したものでございます。あくまでこちらは再許可可能施設を対象としたものでございます。その他の変更はございません。また、再許可可能施設以外の施設については、農地への確実な復元のため、再許可を認めないことを明記したものでございます。</p> <p>なお、改正後の農地法関係事務処理要領につきましては、このたび改正箇所が少なく4月にも改正が見込まれることから、4月分の改正の後、配付させていただきます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり改正することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>&lt; 全員挙手 &gt;</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり改正することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
豊 田 主 査	<p>それでは、総会議案の4ページをご覧ください。</p> <p>議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」をご説明いたします。</p> <p>今月は21件の申請がありました。申請地の田畑別の筆数、面積の内訳につきましては11ページに記載のとおりでございます。</p> <p>それでは、申請番号1-1でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、2-2でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の会社員の方でございます。農地を探していたところ、譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。隣接の居宅を購入し、拠点とする予定でございます。申請地では、水稻及びキュウリ、トマトなどの季節野菜を作付する計画となっております。</p> <p>続きまして、3-3でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、4-4でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、5-5でございます。</p> <p>自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、6-6、7-7は譲受人が同一であり関連しますので一括してご説明させていただきます。</p>

豊田主査	<p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳、会社役員の方で      ございます。農地を探していたところ、譲渡の話があり、このたびの申請に至ったもので      ございます。隣接の居宅を購入し、拠点とする予定となっております。譲受人は代表を務め      る法人で約20年にわたり農作業に従事しており、申請地では水稻及び季節野菜を作付する      計画となっております。</p> <p>続きまして、8-8でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があ      り、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、9-9でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働      力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、10-10でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の方でございま      す。農地を探していたところ、譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございま      す。申請地では、イチジクなどの果樹を作付する計画となっております。</p> <p>続きまして、11-11でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には3人の労働力があ      り、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、12-12でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には4人の労働力があ      り、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、13-13でございます。</p> <p>贈与のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要      な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、14-14でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の方でございま      す。申請地では渡人とともに耕作しており、このたびの申請に至ったものでございま      す。申請地では、季節野菜を作付する計画となっております。</p> <p>続きまして、15-15でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の方でございま      す。渡人より譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。隣接の居宅を購      入し、拠点とする予定となっております。申請地では、水稻、ジャガイモを作付する計      画となっております。</p> <p>続きまして、16-16でございます。</p> <p>贈与のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要      な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、17-17でございます。</p> <p>経営地近くで耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働      力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、18-18、19-19は譲受人が同一であり関連しますので一括してご説明させ      ていただきます。</p> <p>耕作者へ譲渡のため、賃借権を設定するものでございます。受人は農地所有適格法人で      あり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、20-20でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があ      り、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、21-21でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働      力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>以上、21件の申請につきましては、周辺地域における効率的・総合的な利用の確保に支      障を生じるおそれがないと判断しております。</p>
------	---

豊田主査	説明は以上でございます。
議 長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いします。
	< なし >
議 長	ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。
	< なし >
議 長	ないようですので、質疑を終了します。 これより採決に入ります。 議案第4号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第4号は許可することに決定いたします。 次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
松下局長補佐	<p>議案の12ページをお願いいたします。 議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」でございます。 13ページをお願いいたします。 今月は4件の申請がございました。 申請番号1-1でございます。</p> <p>申請番号1-1は、●●における墓地への転用事案でございます。申請地は●●の北約100mに位置する用途区域内にある第3種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は遠方にある墓地を移転するため、転用許可申請をされたものでございます。</p> <p>続きまして、申請番号2-2、3-3は事業者が同一であり関連しますので一括して説明いたします。</p> <p>●●における宅地への転用事案でございます。申請地は●●の北約450mに位置する第2種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は当該農地を児童障がい者預かり施設及び駐車場にするため、転用許可申請をされたものでございます。なお、運営につきましては運営事業者へ施設を貸し出すような形となっており、こちらの事業者につきましては同様の事業を●●、●●で行っております。また、建築許可申請につきましては担当部局に提出済みでございます。</p> <p>続きまして、申請番号4-4でございます。</p> <p>●●における進入路への転用事案でございます。申請地は●●の南西約480mに位置する第2種農地で、申請人は●●にお住まいの方でございます。申請人は隣接する土地の進入路にするため、転用許可申請をされたものでございます。なお、別件で農地法第5条の申請による開発計画と一体的に進入路を新設し、転用後の建築物を安全かつ円滑に利用できるようにするというものでございます。また、開発許可申請につきましては担当部局に提出済みでございます。</p> <p>以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから本議案を提出するものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	ただいま事務局から説明がありました。 担当委員さんから必要性があれば補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。
	< なし >
議 長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第5号について、今回の議案は全て広島県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取の対象外のため、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。

	<p style="text-align: center;">＜ 全員挙手 ＞</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第5号は許可することに決定いたします。 次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
小 田 主 査	<p>それでは、総会議案の14ページをご覧ください。 議案第6号について説明いたします。 今月は19件の申請がございました。申請地の田畑等別の筆数、面積の内訳については総会議案の20ページをご覧ください。</p> <p>1-1、2-2は事業者が同一であり関連しますので一括して説明いたします。 建売住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き宅地建物取引業等を営む会社です。このたび建売住宅及び駐車場とするため、転用しようとするものです。なお、開発許可申請については担当部局に提出済みです。</p> <p>続いて、3-3について説明いたします。 一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は、●●で借家にお住まいの方です。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。このたび住宅を新築するため、転用しようとするものです。なお、開発許可申請については担当部局に提出済みです。申請地は渡人が許可を得ることなく転用行為を行っていたため、始末書を徴取しております。</p> <p>続いて、4-4について説明いたします。 建売住宅及び共同住宅への転用事案です。申請地は、●●の北に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き宅地建物取引業等を営む会社です。このたび建売住宅及び共同住宅とするため、転用しようとするものです。なお、開発許可申請については担当部局に提出済みです。</p> <p>続いて、5-5について説明いたします。 建築条件付売買予定地への転用事案です。受人は、●●に本店を置き建築工事の請負、施工等を営む会社です。申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。このたび建築条件付売買予定地とするため、転用しようとするものです。なお、開発許可申請については担当部局に提出済みです。</p> <p>続いて、6-6について説明いたします。 太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、7-7から11-11は事業者が同一であり関連しますので一括して説明します。 建売住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の北東に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き不動産の売買、賃貸等を営む会社です。このたび建て売り住宅及び駐車場とするため、転用しようとするものです。なお、開発許可申請については担当部局に提出済みです。</p> <p>続いて、12-12から14-14は事業者が同一であり関連しますので一括して説明いたします。 建売住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き不動産の売買、賃貸等を営む会社です。このたび建売住宅及び駐車場とするため、転用しようとするものです。なお、開発許可申請については担当部局に提出済みです。</p> <p>続いて、15-15、16-16は事業者が同一であり関連しますので一括して説明いたします。 建売住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、建て売り住宅の設計、施工等を営む会社です。このたび建売住宅及び駐車場とするため、転用しようとするものです。なお、開発許可申請については担当部局に提出済みです。</p> <p>続いて、17-17から19-19は事業者が同一であり関連しますので一括して説明いたします。</p>

小田主査	<p>共同住宅及び駐車場への転用事案です。受人は、●●に本店を置き土木工事一式等を営む会社です。このたび共同住宅及び駐車場とするため、転用しようとするものです。なお、開発許可申請については担当部局に提出済みです。</p> <p>以上、説明しました19件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、転用する農地の面積が30aを超える案件は広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は本日配付した一覧表のうち6-6から16-16を意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当委員さんより必要があれば補足説明をお願いします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第6号のうち、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 多数挙手 >
議 長	<p>賛成多数ですので、議案第6号のうち、意見聴取の対象案件につきましては、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会で許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
小田主査	<p>それでは、総会議案の21ページをご覧ください。</p> <p>議案第7号について説明いたします。</p> <p>1-1、2-2は事業者が同一であり関連しますので一括して説明します。</p> <p>資材置場及び駐車場への一時転用事案です。申請地は、●●の西に位置する農用地区域内農地及び第2種農地です。本件は、申請番号1-1については令和7年7月18日付で、申請番号2-2については令和7年6月30日付で現場事務所、資材置場及び駐車場として農地法第5条の規定による許可指令を受けましたが、事業内容の精査により事業計画を変更し、一時転用期間を延長するものです。なお、一時転用期間は令和9年3月31日までとなっております。また、農振農用地の案件は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、本日配付した一覧表のうち、1-1を意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんより必要があれば補足説明をお願いします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第7号のうち、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表</p>

議 長	に記載のとおり、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第7号のうち、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会で許可することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第4、報告に入ります。</p> <p>報告事項について事務局の説明を求めます。</p>
松下局長補佐	<p>資料の報告事項をお願いいたします。</p> <p>報告第1号から報告第4号までは、東広島市農業委員会事務局規程第6条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。</p> <p>1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましてはご覧のとおりでございます。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。</p> <p>4ページをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は8件の届出を受理いたしました。その内容につきましてはご覧のとおりでございます。</p> <p>7ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。</p> <p>8ページをお願いいたします。</p> <p>法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は12件の照会がございました。その内容につきましてはご覧のとおりでございます。</p> <p>10ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号「農地転用届出の受理について」でございます。</p> <p>11ページをお願いいたします。</p> <p>農業用施設への転用届は、今月分は2件の届出を受理いたしました。その内容につきましてはご覧のとおりでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、日程第5、その他に入ります。</p> <p>委員さんから何かございましたらお願いいたします。</p>
高 木 委 員	<p>22番の高木です。よろしく申し上げます。</p> <p>まず、確認したいのですが、12月5日に局長が新聞にコメントを出されておりますが、許可申請はその地権者ごとに分けて出されておられ、面積要件など手続上の問題はないという回答をしておられますが、これについて間違いありませんか、お伺いいたします。</p>
木 村 局 長	<p>まず、12月5日、要求書を提出されまして、それに対して回答が非常に遅れて大変申し訳ありませんが、内容を精査しておりますので、改めて回答をさせていただきたいと思っております。</p>
高 木 委 員	<p>いや、この新聞に書いてあることが正しいかどうかを確認したいです。</p>
木 村 局 長 木 村 局 長	<p>すみません。同じ答えになりますが、改めてそちらについては会からその内容でご質問をいただいておりますので、回答については会のほうに文書で回答させていただくということでご了解いただければと思います。</p>

高木委員	<p>22番高木です。</p> <p>この件について問題はないという回答は、保留になったということによろしいんですね。そうすると、ある程度でやめますが、国、県については無効とまでは言えないとか、ないとは言えないという回答をしておられて、この新聞記事は局長が言い切っておられるので確認したいです。そこはまた別の機会にさせていただきます。</p> <p>それで、去年2月の総会における議案第10号の中の12-5について、先ほど事務要領の改正等がありましたが、令和5年の事務処理要領によりますと、一時転用については農地への現状対策が容易にできる施設の用に供するための農地等に使用する場合は一時転用として取り扱う。一時転用は、農地への復元が確実と認められない場合は許可することができないと書いてあります。そうすると、この議案につきましては既に埋立てが終わっておりまして、写真で確認して頂いたら分かると思いますが、グーグルマップでもいいですし市の固定資産税課の航空写真でも確認できると思いますが、この去年2月の時点で埋立てが既に終わってのり面になっているんです。そうすると、農地に返すことは不可能です。農地に返せないものは許可しないと書いてあるのに、去年これが上程されて、私も見過ごしたというのは問題だと思いますが、なぜこれが許可になるのでしょうか。あれを農地に返すことになって、もし返すのであれば、もう埋立てが終わっているのですから、すぐに農地に返さないといけないと思うんです。延長申請が何で出るのか、教えてください。</p>
松下局長補佐	<p>今のご質問ですが、個別の事案につきましては回答を控えさせていただきます。また、先ほど局長から申しましたように要望書の回答につきましては別途回答をさせていただきます。</p> <p>以上です。</p>
高木委員	<p>いや、どうして回答できないのですか。許可しているのだから、許可できる案件だと判断したんでしょう、その判断を聞いています。これは質問ではなくて、私が委員として聞いていますので、よろしくお願いします。</p>
松下局長補佐	<p>同じ話になりますが、今回の議案に上がっていない件になりますので、回答については差し控えさせていただきます。</p>
高木委員	<p>そうおっしゃるんでしたら回答書待ちますが、一般論で言いますと、一時転用に申請して既に作業が終わっているものについて何で延長申請が出るのかということです。最初、私はこの案件は土地改良法に基づいて換地処分して再配分するのだろうと思っていたのですが、局長のコメントを聞くと別々だとおっしゃったんです。別々だったら、既に埋まっているところの再申請が何で出るのかという話ですよ。では、換地処分、土地改良区でやるのであれば4haを超えておりますから、これは市の許可ではなく県知事の許可になるはずですよ。どれが正しいのか私もよく分かりませんが、どう考えても矛盾しています。では、局長は何かコメントがありますか。</p>
木村局長	<p>すみません、繰り返しになりますが、また文書でご回答をさせていただければと思いますのでよろしくお願いします。</p>
高木委員	<p>長くなるのでこれでやめますが、先程言った2点、既に埋立てが終わっているのに再延長を受け付けた理由、きちんと回答していただくようにお願いします。それから、もし一緒にあれば一括で申請だったというふう言い換えられる、もしそうであれば、40,000㎡超えていることについて、何でこうなっているのか。</p> <p>どちらにしても、現場を皆さんも見られたと思いますが、あれはまだ今7段目です。まだあの上に5段積む。一応申請では3段積んで10段にするということですから、本当に皆さん現地へ行ってみてください。もうひどいことです。崩れたら誰が責任取るのかということです。これ、盛土規制法でいくと、地権者に最終責任がずっとついて回ります、一生、未来永劫、そこが崩れたら地権者が責任を取らないといけません。でも、埋めて逃げた者はそれっきりです。こんな理不尽なことが許されるのかということです。農業委員会の事務局の皆さんもどっちの見方なのだと、地元住民の方も本当に非常に心配しておられるんです。だから、陳情書まで出して、皆さん、もう福富中全部でも署名すると言っておられる方もいます。今見ても、もういつ崩れるか分からないぐらい危ない、まだ7段目です。最低10段は行きます、もう許可は10段を取っている。10段っていったら50mです。こんなものが日本中探してもあるわけがない。事務局として、業者側につくのではなくて農</p>

高木委員	<p>地を守る立場で一緒に闘ってもらわないと困ります。</p> <p>会長、どう思っているんですか。会長、すみません。議案は全て会長が決裁をして上程されていると思うんです。だから、最初からずっと見てこられたと思うんです。そのことに対して、今起きていることに対する責任というか、そういうことについて杉本会長はどのように考えておられますか。</p>
議長	<p>今言われたとおり、いろいろな説明もよく分かっております。やはり現状は50mぐらいということで。現場も行ったことがあるんですが、今後回答も含めて、要望書も出ているので内容をさらに検討していきますのでよろしくお願いします。</p>
高木委員	<p>22番高木です。</p> <p>毎日毎日、ダンプが列をつくって運んでいます。ものすごい量の土です。これ、一日も早く結論を出して対策しないと、今はまだ35mですから。安全対策等をさせれば崩れない、安全が確保できるということも可能ではないかなとは思いますが。3月までに50mにする、その後もまたもう一回出すと聞いておりますが、60mにすると。手後れにならないうちに早く手を打ちましょうよ。回答書回答書って言っているけれど、12月25日までの期限でしたが、なかなか返ってこないと会長からも聞いております。事務局の方が行かれて、もうちょっと待ってくれということだったんですが、ではいつまで待つのですか。</p>
木村局長	<p>期限については大変申し訳ございません、はっきりと申し上げることができないのですが、できるだけ早くご回答できるように今、精査しておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
高木委員	<p>先程も言いましたように、毎日毎日ダンプカーが列をなして運び込んでいるんですよ。一日も早く結論を出して、止めるものは止めると、勇気を持ってやっていかないと。この前研修でお会いした、宇部市の会長は腹が据わった人でしたよ。裁判したら勝てる可能性は五分五分だと思いますけども、あそこまで腹かけて農地を守るんだとおっしゃっていた。あの会長はすごいなと思ったんです。杉本会長も、ここはまだ今からなんです、今現に土がどんどんどん入ってきている。これをほっとくということでは、私は農業委員として絶対に許せない。しかも、一時転用です。産廃処分場で許可を取ってやっているのなら、ここで話をしないですよ、一時転用ですから。本当に真剣に早急に取り組まないと大変なことになると思っておりますので、今日のところはこれでやめますが、一日も早い決断をお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかには。</p>
古川委員	<p>7番古川です。女性部会のほうから報告させていただきます。</p> <p>今度3月5日にまた例年のごとく、JAひろしま営農技術センターにおいて、女性のための農機具安全取扱講習会の開催をいたします。募集人員は20名で、集まり次第締切りとさせていただきます。これは農協さんのご厚意で、皆農協さんが計画を立てて全部してください。それで、内容としましては、草刈り機と管理機のメンテナンス、操作方法を予定しております。毎回好評ですので、男性の方もぜひ見学にいらしてください。皆さん楽しそうにしておられます。喜んで歓迎します。</p> <p>それから、一昨日宇部市に研修に行ってきました。14名でしたか、訪問させて頂きまして、さきほど高木委員がおっしゃったように会長がすごくしっかりしておられて、びっくりして、それにちょっと私も影響を受けまして。農業委員がもう5月までで改選になりますが、このまま改選になったのではちょっと申し訳ないという気が起こりました。主に話をされたのは営農型発電のことですけど、その下でサカキを栽培というか、サカキに関してですけど、栽培しているのがあまりちょっといい話ではないので、もう全部却下したと言われたんです。そんな強いことが言えられるのかと思って、東広島市ではもうたくさん許可していますが、許可したところに対してどうなっているのか、農業委員の方、最適化推進委員の方と一緒に調査に行って、もし変なことになっていれば、今から申請された場合の参考資料にしたらどうかと思いました。</p> <p>それから、宇部市は農業委員会だよりを発行されていますが、刊行ペースは1年に1回だそうなんです。実は私が農業委員になった頃には農業委員会だよりというものを、広報紙ではありますが、これだけの広さだったとか、どれだけの規模だったか忘れちゃったけど、発</p>

古川委員	<p>行していたんです。年に2回は発行していたと思います。情報部会が主になって発行していて、古川さん、どんなものでもいいから、出しましょうよと事務局の方が言われたので、肩肘張らずに書くことができました。だんだん書いていると、次は半分、その次はそのまた半分、その次は少し、そしてその次はもう書くところがないので、すみません、やめましようと言われて。それでは農業委員会事務局のほうで農業委員会だよりを出せませんかと言ったら、いや、そんな予算はないので出せませんと言われたんです。でも、この宇部市は東広島市より規模も小さいです、これだけ何ページかしら、8ページまでありますけど、出しておられるので、ここまでは言いませんけど、1つは農業委員会はどんなことをやっているかということや法人の紹介。今、法人はいろんなやり方でしています、だからその紹介をするのもいいし、そしたら一般の人も興味を持ってもう少し頑張ろうかという気になれるかもしれません。だから、せっかく情報部会と、もう一つありますよね、農業の何か、部会が2つありますけど、その部会を使うようにしてみてもいいと思います。このメンバーでは5月までしかもう期間がありません。だから、もう最終段階として皆さんと一緒にできたらどうかと思います。いかがでしょうか。</p> <p>以上です。</p>
木村局長	<p>まず、ご質問いただきました2つのうちの1つ農業委員会だより、こちらにつきましては部会ということですので、部会については部長さんがいらっしゃいますので、そこで検討をさせていただければと思います。また、農業委員会だより、当然紙で発行すると費用、お金が発しますが、例えばホームページに載せるという方法もあると思いますので、そういったことの検討も含めて、農業委員会だよりを検討させていただきたいと思っています</p>
古川委員	もう一つあります。
高木委員	サカキですね。
古川委員	サカキを植えている所がどうなっているのかという調査です。それはどうでしょうか。
松下局長補佐	<p>彩の榊についてだと思いますが、我々事務局としては同行して現場を見ることは大変いいことだと思うので、ぜひ一緒に行っていただければと思います。我々も、昨年、彩の榊の現場については確認はさせていただいておりますので、おっしゃるように植えられてないというか、整備状況がよくない場所もございましたので、委員の皆さんも一緒に行って確認していただければと思っております。</p> <p>以上です。</p>
高木委員	<p>確認は営農型については全てを確認するべきだと思うんですが、志和も1か所、サカキではないですが、ジャガイモを植えるとか言っていたがほとんど耕作がされているように見えないところも何か所もありますし、草が覆い茂っているところもあります。現に見ておりますが、その特定のものだけやると、それはちょっといけないと思います。全部を1回、営農型は確認するべきだと思います。</p>
木村局長	<p>今ご提案いただきました営農型、全ての現地確認ということで、今松下も言いましたように、農業委員、推進委員も一緒に現地確認できるように調整をさせていただければと思います。</p>
議長	<p>以上でほかにはないですか。</p> <p>&lt; なし &gt;</p>
議長	ないようですので、次回の総会について木原会長職務代理者からお願いいたします。
木原職務代理者	<p>失礼します。2月総会は、2月27日金曜日10時から3階303会議室で予定しておりますのでご出席いただきますようお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様には長時間にわたり審議、誠にご苦労さまでした。</p> <p>以上で1月総会を閉会いたします。</p>

議事録署名者 議長

\_\_\_\_\_

議事録署名者 委員

\_\_\_\_\_

議事録署名者 委員

\_\_\_\_\_

議長(会長) 4番 脇坂 俊之 委員 5番 台川 洋子 委員